

随意契約理由書

1 案件名称

此花会館 自動扉保守点検整備業務委託

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

保守点検業務は、自動扉設備特有の設備構造、機器、取替部品等に加え保守点検履歴、保守点検方法等総合的に十分把握した上で行われなければならない。このような条件を満たすためには、本自動扉設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性があること、また点検後の性能、作動状態、耐寿命に対して保証ができないことから、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者はナブコドア株式会社のみである。

上記理由により、ナブコドア株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センター出張所 排水処理設備制御装置整備業務委託

2 契約の相手方

オルガノプラントサービス㈱

3 随意契約理由

本業務は、中部環境事業センター出張所の排水処理設備における制御装置について経年劣化していることから整備業務を行うものである。

本装置は、排水処理設備を制御し各々の動作をプログラムに組み込んだ装置であり、今回の整備については制御装置であるシーケンサユニットの取替及び制御にかかる設定調整を行い、排水処理設備全体について正常な状態に復旧する必要があるため、当該装置が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

本装置は、排水処理設備の機器構成及び制御方法等については、オルガノプラントサービス㈱の独自の設計に基づき設計されているため、当該設備を設計した事業者以外では、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があること、また、整備後の当該機器の性能、作動状態、耐寿命に対して製造事業者でなければ整備を行うことは保証することができないことから、当該設備の設計製造事業者であるオルガノプラントサービス㈱と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

ごみ収集車両運行管理システムサービス提供業務委託（長期継続）機能追加

2 契約の相手方

J o k e r P i e c e 株式会社 代表取締役 住田 賢司

3 随意契約理由

「ごみ収集車両運行管理システムサービス提供業務委託（長期継続）」は、平成 29 年 6 月に策定された「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン」において掲げた柱である「経費の削減」及び「市民サービスの向上」の実現に向けて、更なる効率化を図ることを目的として実施しているところである。

運行管理システムの運用を行っている中で、「経費の削減」及び「市民サービスの向上」の実現に向けては、運行管理システムのカスタマイズが不可避である。今回実施するカスタマイズに関しては、各課で蓄積されている各運転手の安全運転にかかるデータを一元管理し、現在、運行管理システムに搭載している「運転分析」機能とリンクさせるものである。これにより「高リスク運転手」の見える化を行うことで、「個人指導」の徹底につなげ、更なる事故削減を図ることができる。

本システムは、J o k e r P i e c e 株式会社により本市仕様にカスタマイズされたものであり、システムの機能追加に伴う作業については、現在履行中のシステム運用と関連する業務で、履行中の者に実施させた場合には期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められることから、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号を適用し、J o k e r P i e c e 株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

環境局総務部企画課運営改革担当（電話番号 0 6 - 6 6 3 0 - 3 1 5 6）

1 案件名称

令和元年度地中熱等導入促進事業調査業務委託

2 契約相手方

中央開発株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務では、地盤沈下等の環境影響の解析と予測手法を検討するとともに、環境影響を回避しつつ地下水の適正な熱利用を行うための新たな指標と管理手法を検討することで、現行の揚水規制の適正な緩和をめざす。

平成28年度に、公募型プロポーザル方式にて企画提案を募集し、上記業者を選定のうえ契約を締結した。平成28年度から平成30年度には、有識者や環境省の担当課室からなる「大阪市域における地盤環境に配慮した地下水の有効利用に関する検討会議」を運営し、同会議に意見を諮りながら、産学官連携によりうめきた2期暫定利用区域で実施した帯水層蓄熱利用の技術開発・実証事業の実証データを活用し、地下水の有効利用のあり方について検討を行った。これらを踏まえ、平成30年8月に、検討結果の中間とりまとめを行い、地下水の熱源利用について、国家戦略特区における新たな特例措置を定めることを国に提案した。この提案により、市域全域での地下水採取規制の緩和を目指したが、国は実証データのある場所について緩和を慎重に検討するとしているため、帯水層蓄熱利用の普及拡大には、市域全域に適用可能な地下水利用に関する基準を検討し、さらなる規制緩和を求めていく必要がある。

令和元年度は環境省技術開発実証事業の採択を受け、アミティ舞洲での新たな実証実験において、さらなる地下水位・地盤高等の変動データの蓄積・検証を行い、市域全域の地下水採取規制の緩和に向け、上記検討会議に諮りながら引き続き検討を行う。

本業務は、平成28年度から平成30年度の地中熱等導入促進事業調査業務委託に継続して実施するものである。

これまでの実績は、上記検討会の意見を反映した解析手法による地盤沈下予測、調査機器の選定、観測計画の立案など、上記業者が独自に構築してきたものであり、それに基づき平成31年度の検討業務を計画している。よって、上記業者以外の者に履行させると事業の進め方や検討の方向性の保持において担保がとれず、事業目的の達成が困難となりかねない。以上より、上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境施策部 環境施策課（エネルギー政策グループ）

（電話番号 06-6630-3479）